

宝塚市新ビジネスモデル等創出支援補助金に関するQ&A

宝塚市 産業文化部 産業振興室 商工勤労課

1. 対象者について

Q1-1 市内に住んでいる個人事業主で、市外で事業を営んでいますが、この補助金の対象者になりますか？

単独での申請は対象となりませんが、連携体での申請については、半数以上を市内事業者が占めており、かつ、1事業者以上が特定創業支援事業の認定を受けているか創業後5年以上継続して事業を実施しているものであれば対象となります。

Q1-2 1つの事業者が、単独で申請し、かつ、連携体で申請することは可能ですか？

申請できません。申請は1つの事業者につき、いずれか1回のみです。

Q1-3 市内の商店街・商店会が申請することは可能ですか？

補助対象者の要件をいずれも満たしていれば、申請可能です。

2. 補助内容について

Q2-1 補助率はいくらですか？また、補助に上限はありますか？

補助対象経費の1/2以内です。補助の限度額は、100万円です。ただし、千円未満は切り捨てとします。

Q2-2 この補助金の目的は何ですか？

本補助金は、刻々と変化する経済・社会情勢に適合しようと、地域産業など

への波及効果が期待できる新たなビジネスモデルを立ち上げようとする事業者等を支援することで、本市経済の活性化を図ることを目的としています。

Q2-3 刻々と変化する経済・社会情勢への適合とはこういったことを意味しますか？

リーマンショックのような経済危機や、新型コロナウイルス感染症を含めた新たな感染症の発生・拡大、災害など全国に影響を及ぼすような事象による危機への適合のみならず、影響が1事業者のみのものへの対応も対象とします。

(影響が1事業者のみの事象の例)

- ・自身が属する商店街の近くに大型スーパーが設立され、売上が大きく落ちた。
- ・大きくシェアを獲得していた事業に大手企業などが、参入しシェアの縮小が予見される。
- ・地域で事業者が積極的に活動し盛り上がりを見せており、その地域と協力し何か継続した事業を実施したい、と考えている。

Q2-4 地域産業などへの波及効果とありますが、どういうことですか？

一般的に需要が創出されれば、地域内外に直接的・間接的に波及効果が生まれます。地域産業への波及効果とは、特に市内事業者間で新たな取引が生まれ、それが更に市内において波及していくことを期待しています。

新たに構築されるビジネスモデルによって、こういった地域産業への波及効果が創出されていくかについて、申請者からご提案頂きますようお願いいたします。

3. 補助対象経費について

Q3-1 今回、地域の産業振興に資するような、システムを自分で作るつもりです。私の人件費を補助対象経費として申請することはできますか？

申請者ご自身の人件費を補助対象経費として計上することはできません。システムを構築するために、構築作業を担うべく臨時的に雇用した従業員の人件費や、委託者が作成した場合の委託料などで、いずれも社会通念上認められるような金額である場合は、補助対象経費として認められます。

Q3-2 補助対象経費の中に消耗品がありますが、新たなビジネスモデルの構築に必要な筆記用具やノートを購入するつもりです。これらは補助対象経費として認められますか？

原則、汎用性の高いものは補助対象経費として認められませんので、これらは補助対象外です。

Q3-3 新たなビジネスモデルを構築するためのイニシャルの費用に対する補助だけでなく、試行段階、構築後のランニング費用について補助対象となりますか？

本補助金は「構築」するための費用を補助する制度ですので、構築後のランニング費用については対象外としますが、試行については構築までに必要なプロセスであると認識しますので、試行段階に係る経費について補助対象として認めます。

Q3-4 中古で買った備品については、補助金の対象になりますか？

補助対象となります。しかし、フリーマーケットやオークションサイトで購入したものについては新品や中古品を問わず対象外とします。

Q3-5 クレジットカードで支払った経費は対象となりますか？

法人カード、もしくは個人カードの場合は、代表者のクレジットカードに限り対象となります。また、クレジットカードによる支払いは実績報告の期限までに、銀行口座からの引き落としがある場合のみ認められます。クレジットカードの支払い明細と引き落とされた旨がわかる、通帳の写しを添付してください。引き落としが、令和6年2月29日を過ぎるものは対象外です。ご注意ください。

Q3-6 備品等のリースによる、リース料を支払う場合は助成対象になりますか？

対象となります。

Q3-7 今回構築する予定のビジネスモデルに関して、特許を取得しようと考えていますが、申請に係る費用は補助対象経費ですか？

特許取得に要する弁理士等への手続き代行費用等については補助対象経費ですが、出願料等については補助対象外経費です。

4. 申請書類について

Q4-1 申請時等金額の根拠資料で添付する書類（見積書、領収書、など）は原本が必要ですか？

提出された書類は返却しかねますので、すべてコピー（写し）を提出してください。

Q4-2 交付決定後、補助金の増額を伴う申請内容の変更は可能ですか？

交付決定後の増額を伴う変更はできません。

Q4-3 申請書類について、令和5年度以降、令和7年度までの事業計画や収支計画の記載を求めているのはなぜですか？

本補助金は、市内事業者等が地域産業へ波及するような新たなビジネスモデルを構築することを支援するものですが、一時的な波及ではなく、継続した波及を想定しており、構築する新たなビジネスモデルについて採算性も意識し継続した実施を求めているためです。

なお、事業開始後3年間は当該事業の収支を報告していただきます。

5. その他

Q5-1 新たなビジネスモデルについて、構想はあるのですが、具体化していくのに、助言や、伴走支援などしていただく方を市から紹介していただくことはできますか？

市から直接紹介することはできませんが、市では起業家等を支援するコワーキングスペースを「起業家等認定支援施設」として認定しています。これら施設では起業家等を支援されていますので、助言、情報提供、伴走、事業者との繋ぎ、などをおし、事業を具体化していく助けになる可能性もあります。市のホームページにおいて当該認定施設を掲載していますので、参考にしてください。なお、コンサルティングに係る費用については、補助対象経費です。

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kanko/1009616/sangyo/1002642/1028697.html>

Q5-2 同じ事業での、国や県などの補助金と併給することは可能ですか？

同一事業で、他制度を利用される場合は、他制度において補助される金額を、交付申請される総事業費から差し引き、交付決定額を算出することとします。ただし、国や県などの他制度において併給を禁止されている場合は、どの補助金を活用するかご判断ください。

Q5-3 プレゼンテーション審査会については、必ず参加する必要がありますか？

提出いただいた資料、申請者からのプレゼンテーション・質疑応答の内容で、審査基準に基づき審査します。日時については事前にお知らせしますので審査会には必ずご出席ください。

Q5-4 この補助金の予算額はいくらですか？

400万円です。ただし、2次募集以降は前回募集及びその審査会において決定した交付決定金額の合計を差し引いた残金（以下、予算残額という）とします。

Q5-5 審査会の審査において適合者が多く、その申請額の合計が予算額を超える場合、どのように補助交付額を決定するのですか？

審査会により、交付することについて「適合」とした方の内、審査点数の高い方から順番に申請額を交付額として、交付決定していきます。なお、その際

の合計金額が予算残額を超えた段階で、交付決定者のうち、順位が最下位の方（下記例の場合、3位の方）の交付決定額は申請額より減算し、全交付決定者の交付決定額の合計が予算残額になるように調整します。

適合者の交付決定額算出の例（予算残額が160万円の場合）

順位	申請額	交付決定額	結果
1	100万円	100万円	交付
2	100万円	60万円程度	交付
3	100万円	0円	不交付